

平成23年 7月 8日 開会

平成23年 7月 8日 閉会

# 平成23年第7回鮫川村議会会議録

東白川郡鮫川村議会

## 平成23年第7回鮫川村議会臨時会会議録目次

### 第1号（7月8日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議事日程の報告	3
諸般の報告	3
村長あいさつ	4
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
議案第61号、議案第62号の上程、説明、質疑、採決	7
発議第3号の上程、説明、推薦、採決	11
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議員の派遣について	13
閉会の宣告	13
署名議員	15

第 7 回 臨 時 村 議 会

( 第 1 号 )

## 平成23年第7回鮫川村議会臨時会

### 議事日程(第1号)

平成23年7月8日(金曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて

鮫川村東日本大震災による被災者に対する村税等の減免に関する  
条例

提案理由の説明、質疑、採決

日程第 4 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて

鮫川村税条例の一部を改正する条例

提案理由の説明、質疑、採決

日程第 5 発議第 3号 鮫川村農業委員会委員の推薦について

提案理由の説明、推薦、採決

日程第 6 発議第 4号 原発事故の早急な収束と県内すべての原発廃炉を求める意見書の  
提出について

提案理由の説明、質疑、討論、採決

日程第 7 議員の派遣について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(11名)

1番 岡部 明 君

2番 宗田 雅之 君

3番 前田 雅秀 君

6番 蛭田 武彦 君

7番 星 一 彌 君

8番 関根 政雄 君

9番 山形 郁夫 君

10番 早川 正博 君

11番 前田武久君

12番 坂本忠雄君

13番 前田三郎君

欠席議員（1名）

5番 湯坐良政君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 大樂勝弘君

副村長 白坂利幸君

総務課長 鈴木治男君

企画調整課長 芳賀亨君

住民福祉課長 佐藤文夫君

農林課長 森洋君

地域整備課長 近藤保弘君

教育課長 北條利雄君

---

職務のため出席した者の職氏名

議事局長 本郷秀季

書記 渡邊敬

---

◎開会の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、ただいまから平成23年第7回鮫川村議会臨時会を開会します。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、本郷秀季君。

○事務局長（本郷秀季君） 諸般の報告をいたします。

議案第61号から議案第62号までの2議案が村長より提出され、本日議長において受理しました。

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づき、議会推薦である学識経験者の農業委員会委員が任期満了を迎えるため、後任者の推薦についての通知を6月2日付で村長より送付されていますので、その写しを配付してあります。

本議会に、村長及び教育委員会教育長に出席を求めました。

村監査委員より、例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

次に、議員派遣関係であります。

6月29日、県町村議会議長会主催による「町村議会広報研修会」のため、議会広報編集委員8名を福島市に派遣しました。

5番、湯坐良政議員から、本日の会議に欠席する旨の届け出がありました。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これで諸般の報告は終わります。

---

◎村長あいさつ

○議長（前田三郎君） 村長から、発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

本日は、臨時議会の開催をお願いしましたところ、議員皆様ご出席のもとに議案のご審議をいただきますことに厚く御礼を申し上げます。

初めに、本日の議会におきましてご審議をいただく予定でありました「豊かな土づくりセンター」の第2期建設工事につきましては、先日出札を行わせていただきましたが、一般競争入札により工事を発注すべき、去る6月13日に告示し7月5日に開札いたしました。郵便による入札で、参加いただきました業者が3業者でありましたが、いずれも予定価格の範囲内での入札がなかったため、地方自治法施行令第167条の8及び鮫川村財務規則第119条の2の規定により、7月6日に再度の入札をしたところであります。

しかし、再入札でも予定価格の範囲内に達する入札がなく、今回やむなく議会への提案を見送りさせていただきました。

予定価格と入札価格に差があります。原因を究明した上で、再度の一般競争入札を執行させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

さて、梅雨入り以来蒸し暑い日が続いており、稲を初め農作物は順調に生育しているようであります。ただ、牧草のセシウム含有量が2番草でも高かったため、原因を調べ対策を講じなければならないと思っております。

次に、震災により被災しました道路、公共施設等の復旧であります。国・県の意向を確認しながら、順次入札をし工事に着手しているところであります。

また、震災による民家等の被災状況ですが、大規模半壊住宅が1棟、半壊住宅が5棟出ております。これは、罹災証明書発行の申請がありました住宅を、国の基準に基づき、本村職員が評価をいたしましたところ、このような評価に至ったものであります。半壊以上になりますと、国と県からの義援金の支給の対象にもなりますので、現在、県に申請をしているところであります。

このほか、県内の放射能の高い市町村では、保育所、幼稚園、学校等の園庭、校庭の表土の除去が始まっています。村といたしましても、子供の健康を守ることは、何よりも優先す

べきものであると思いますので、できれば夏休みの期間中に、校庭や園庭の表土を5センチメートル程度除去したいと考え、係に指示をしたところであります。

さて、このたびの東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故であります。4カ月を経過しようとしている現在においても、まだ水素爆発の危険性があるようであります。加えて、原子炉の冷却に利用しました汚染水や瓦れきの処理と、新たな問題が次々と起こり、収束の道筋が立っていないのが現状であります。

また、人体への影響につきましても、放射線の種類ごとに、どの程度の被曝量でどのような影響が出るのか、どのような治療を施せばよいのかさえも、まだ研究途上のようではありません。

国や電力会社が、盛んに安全神話を振りまいておりましたが、実際はクリーンでもなく安全でもなく、現在の科学技術では制御できないモンスターのような正体であったわけです。

6月29日の民報紙上に、飯舘村牛の最後の競りという記事が載っておりました。全域が計画的避難地域になりました飯舘村の肉牛を対象にした最後の臨時お競りが、28日、本宮市の家畜場で開かれたという記事であります。お競りの会場では、飯舘村の畜産農家が、悲しみと怒りをこらえながら落札を見守り、牛に最後の別れを告げたという記事であります。

この中で、2件の畜産農家のお話が載っておりました。青田さんという70歳の畜産農家の方は「最後の4頭を出荷し10年以上世話をしてきた家族同然の牛も手放した。50年近く畜産に携わってきたが、もう終わりだろう。東京電力が憎い」と吐き捨てたというものであります。生後数カ月の子牛を2頭出荷せざるを得なかった斎藤次男さん、この方は72歳です。この農家の方は「これから畜産を離れて何をすればよいのか。今後の生活のことを考えると不安でたまらない」と泣いていたということでもあります。

本村と同じく阿武隈山系の中にあり、飯舘牛をブランド化するために全村一丸となって取り組んできた村であります。肉牛を飼育する農家が230戸、飼育していた牛が3,000頭の村であります。原発と縁もゆかりもない人たちが、このように一瞬にして生活を奪われ、ふるさとを奪われるものであります。このような悲劇を再び繰り返さないためにも、原発を再稼働させてはならないと強く思ったところであります。

本村とゆかりのある赤坂憲雄先生が、国の震災復興構想会議委員になられますが、先生も「福島には原発は要らないとはっきり言おう」と述べられております。その上で、本県の進むべき道について、自然エネルギー特区構想を提言されております。

この構想は、原子力から水力、太陽光、風力、バイオマス、地熱等の自然エネルギーへ転

換すべきであり、この方向こそ原発に深く傷ついた福島が、この文明論的な転換の先駆けの地となり、人類の直面する厳しい課題を真っ向から引き受ける始まりの地となる。世界の人はそんな福島に対して、深い敬意を表し、支援と協力を惜しまないに違いないと、民俗学者の深い知見から提言されているものであります。先生の提言は、本県の復興ビジョンにも全面的に反映されております。

また、本村が取り組んでおります村づくりの方向にも沿うものであります。私も全面的に賛成するものであります。

世界に、あるいは国内でも、自然エネルギー産業は成長産業になってきております。

一例を申し上げますと、国内の大手企業が太陽光発電を基盤にしたスマートタウン構想やエコシティ構想の具体化に本格的に取り組もうとしております。このような新都市開発の事業は、2030年までに世界で3,100兆円と言われているようであります。これにあわせて、自動車メーカーも太陽光の自家発電の普及を見越して、ハイブリット車の実用化を急いでおり、時代は既に次の文明をしっかり準備しているようであります。

したがって、自然特区構想は夢物語ではなく、限りある地球上の人類で生存していく地位として、まさに現実的なものになってきているのであります。

本村におきましても、村民の安全・安心な暮らしを支えるものとして、食の地産地消とともに、エネルギーの地産地消を推進してまいりたいと思いますので、議員の皆様のご理解と積極的なご提言をお願いするところであります。

本日は、6月30日に専決処分をいたしました2議案につきましてご審議をいただくわけですが、十分にご審議の上、原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げごあいさついたします。

○議長（前田三郎君） これで村長の発言が終わりました。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

3番 前田雅秀君 及び

6番 蛭田武彦君

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（前田三郎君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

---

◎議案第61号、議案第62号の上程、説明、質疑、採決

○議長（前田三郎君） 日程第3、議案第61号 専決処分の承認を求めることについて、鮫川村東日本大震災による被災者に対する村税等の減免に関する条例から、日程第4、議案第62号 専決処分の承認を求めることについて、鮫川村税条例の一部を改正する条例の2議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第61号、62号の2議案につきまして、ご説明を申し上げます。

この2議案は、いずれも国の法律等の改正に伴い、6月30日に専決処分をしたものであります。

初めに、議案第61号 鮫川村東日本大震災による被災者に対する村税等の減免に関する条例について、ご説明を申し上げます。

本条例は、去る3月11日に発生しました東日本大震災の被災者救済のための条例であります。被災された他の市町村との均衡を図るためにも本条例の制定は不可欠であるため、6月30日に専決をさせていただきました。7月1日に施行としたものであります。

条例の趣旨であります。今回の東日本大震災により甚大な被害を受けたと認められる者に対し、平成23年度分の個人の村民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料等を減免

するものであります。

条例の内容であります。震災による死亡あるいは重篤な傷病にかかった場合、または家屋等が半壊以上の損害をこうむった場合に、税あるいは保険料を減免するものであります。

第3条の「個人の村民税の減免」ですが、死亡した場合は村民税を全額免除とします。住宅が半壊以上した場合も減免規定を設け、被害の程度に応じた減免措置を講ずるものであります。

例えば、前年という22年の合計所得金額が500万円以下の世帯の住宅が大規模半壊した場合は、23年度個人村民税の全額を、半壊した場合は2分の1の額を減免するものであります。

第5条の「固定資産税の減免」ですが、家屋が大規模半壊した場合は課税標準額の8割を、半壊の場合は4割を減免するものであります。ご承知のように固定資産税の税額は、課税標準額の1.4%でありますので、減免した額に1.4%を掛けて算出された額が税の減免額となるものであります。

次に、第6条の「国民健康保険税の減免」ですが、死亡・行方不明・重篤な傷病にかかった場合は、課税額の全額を免除します。納税義務者が所有する住宅または家財が半壊した場合は課税額の2分の1を、大規模半壊の場合には全額を減免するものであります。

介護保険料につきましても、国民健康保険税と同様に減免するものであります。

次に、議案第62号 鮫川村税条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

地方税法や政令、省令が、現在の厳しい経済情勢や雇用情勢に対応したものに改正されたことに伴う村税条例の改正であります。地方税法、政令、省令とも、平成23年6月30日公布、同日施行となったため、専決処分したものであります。

主な内容であります。第1に「寄附金の税額控除」に関する改正であります。従来、特定非営利活動法人（NPO）への寄附金は税額控除の対象ではありませんでしたが、これを税額控除の対象に加えるものであります。また、寄附金の税額控除の適用下限額が、従来は5,000円でありましたが、これを2,000円まで引き下げるものであります。

第2に、租税罰則の見直しであります。脱税犯等の悪質な者に対する過料を、現行の3万円から10万円に引き上げ、新たに、たばこ税等の不申告者に過料を科す規定を加えるものであります。

第3に、税負担軽減措置等の見直しであります。肉用牛売却の事業所得にかかわる所得割課税の特例でございますが、免税対象の売却頭数を年間2,000頭以内から1,500頭以内に改め、

その適用期限を平成27年度までに延長するものであります。

本村では、今回の改正により影響を受ける畜産農家はおりませんが、国民的な税制の公平・公正な適用という観点から国の法律が改正されたため、本村においても条例の改正をするものであります。

以上で、議案第61号と62号までの2議案についての説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

11番、前田君。

○11番（前田武久君） 議案第61号の件ですけれども、先ほど冒頭で、大規模半壊、その家屋の損傷それから半壊等の数字を示されましたけれども、村税減免対象の被災数、先ほど冒頭で申された被災数の範囲内なのか、それともそれ以上の、たしか対象者数が出ていると思うんですが、その数字等がわかれば。

それと、その被災範囲をどの辺まで減免対象の範囲にしているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員の罹災者の数というお話ですが、先ほどあいさつの中でも申し上げましたように、大規模半壊住宅が1棟であります。半壊住宅が5棟であります。

ただ、今も受け付けは閉じてはおりません。これから申告があるかと思いますが、今のところ6件の申請がありましたが、一応これが村の状況であります。

そのほかに、小規模な半壊以下の住宅の申請は出ておりますが、これは減免対象にならない事案であります。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） ただいまの61号、この全壊というのは全部ぼっこっちゃっていることなんでわかるんですけれども、大規模半壊と半壊の区別、それから判断する基準、ちょっと一般村民にわかりづらい言葉ですけれども、こういった基準はどうか、判断、査定基準ですね。

それと、1から4番までの減免措置の条例を施行した場合に予想する減免額は試算されているのかどうか。今後の申請によっては当然膨らむと思いますけれども、現在のところ大規模半壊が1戸、半壊が5戸ということなので、こういったものでその減免措置をする場合の減免額というのは、試算されているのかどうか。2点お聞かせいただきたい。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、被災の半壊か全壊かというそういう判断基準は、国の基準に基づいて担当者がやっております。担当者は増谷君と税務課の職員が行っております。これは、国のマニュアルがございまして、点数制で、合計点数が全壊か半壊かの判定基準になるわけです。

今の住宅ですと、ほとんどはそれほど課税対象にならない、新しい住宅ではいずれもないですね。ですから、それほど大きな減税・減額の対象にはならないと思っております。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 今後も受け付けをするということであれば、当然村民に周知はされると思いますけれども、被災を受けた今回の補助、2分の1で20万円限度という補助で何十件もの方々が申請されているかと思いますが、そういった方々が、今後申請するための基準というそういったものは、既に告知はされているのか否かということです。申請されれば村の担当職員が査定に伺うというシステムになっているのかどうかということです。

以上。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） これは罹災した皆さんの申請によるものです。こちらからどうですかと伺いは立っていません。半壊・全壊した場合には、国からの見舞金も義援金もございまして、この申請も村では行っております。これはわかりますよね。村でしているのはこれだけです。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

専決処分の議案でありますので、討論を省略いたします。

これから、議案第61号 専決処分の承認を求めることについて、鮫川村東日本大震災による被災者に対する村税等の減免に関する条例を、簡易採決により採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから、議案第62号 専決処分の承認を求めることについて、鮫川村税条例の一部を改

正する条例を、簡易採決により採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎発議第3号の上程、説明、推薦、採決

○議長（前田三郎君） 日程第5、発議第3号 鮫川村農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

事務局長に、議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案は、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づき、議会の推薦による学識経験者から選任された農業委員は、平成23年7月19日で任期満了となるため、後任者1名を推薦するものであります。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員会委員は、住所、大字西山字追木12番地、氏名、水野正君、生年月日、昭和17年11月30日生まれを推薦したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は、水野正君を推薦することに決定しました。

---

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第6、発議第4号 原発事故の早急な収束と県内すべての原発廃炉を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に、議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について、趣旨説明を総務文教委員長、前田武久君に求めます。

総務文教委員長、前田武久君。

〔総務文教委員長 前田武久君 登壇〕

○総務文教委員長（前田武久君） 提案理由、発議第4号 原発事故の早急な収束と県内すべての原発廃炉を求める意見書の提出について、趣旨説明をいたします。

福島第一原発事故は、事故発生からいまだに収束の見通しもないまま、間もなく4カ月を迎えようとしています。

原発事故によって、これまでの安全神話は大きく崩れ去り、被災圏では、一瞬にして放射能汚染により平穏な生活を奪われ、全く出口の見えない避難生活を余儀なくされています。

風評被害は、農林漁業、商工関係者を容赦なく苦しめ、目に見えない放射性物質との闘いは本県にとどまらず、この先も続くことが予測される場所でもあります。

一刻も早い原発事故の収束が、私たち県民の切実なる願いであります。収束に全力を掲げていただき、存亡の危機とも言える状態からの脱却、さらに放射能被害と風評被害に完全なる補償を行うよう、国・県に強く要請いたします。

また、東日本大震災の復旧・復興を進めるためには、この悲惨さを教訓とし、再び故郷を追われるような事態があってはなりません。安全・安心を何より最優先し、県内すべての原発を廃炉とし、再生可能エネルギーへの政策転換を求め、意見書を提出するものであります。

議員各位のご賛同をぜひ賜りますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから、発議第4号 原発事故の早急な収束と県内すべての原発廃炉を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議員の派遣について

○議長（前田三郎君） 日程第7、議員の派遣についてを議題といたします。

本件は、会議規則第122条の規定に基づき、村議会議員行政視察研修会に議員の派遣を決定しようとするものでございます。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、この際、お諮りします。

ただいま議決いたしました決議事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

---

◎閉会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第7回鮫川村議会臨時会を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前10時39分）

上記会議次第は事務局長本郷秀季の記載したものであるが、  
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員